

簡牘文書から見る漢代における字体の多様性について

— 文書性質を中心として —

趙 祥 茹

On the Diversity of Fonts in the Han Dynasty as Seen in Bamboo Slips: Focus on the Nature of the Documents

ZHAO Xiangru

Abstract

In this paper, I focus on the different types of fonts found on Han dynasty bamboo slips, including variants of the same Chinese character and the calligraphic style in which they were written. Through analysis of the Zhen Cao edict (真草詔書), I found that “Zhen Cao” (真草) has multiple meanings, such as “Zhen Cao” as a type of font and “Zhen Cao” as a document.

Taking the Yuankang Five-year Imperial Edict Book (元康五年詔書冊) as an example, this paper specifically investigates the relationship between handwriting and the type of the document, and the changes in writing styles according to the nature of the document. Taking handwriting as the standard to judge the nature of documents, this paper investigates the diversity of writing forms found in different documents, and analyzes the changing rules of the nature and handwriting of the documents. It also clarifies the relationship between the nature of the documents and writing style. Although the content of the writing is very important, it differs according to the situation. Documents intended for external use were written in a rigorous style, while those intended as internal records could be said to have been written in collapsed fonts. I conclude that the diversity in fonts (variants, writing style) in the administrative documents of the Han Dynasty was owing to the nature of the documents.

Keywords: 元康五年詔書冊、文書性質、正本、副本、書きぶり

はじめに

従来、「字体」や「書体」というような文字概念がよく混淆されていたが、論述に入る前に、やや紙幅を費やし本論文で取り上げる字体、書きぶりの概念を説明しておきたい。まず、「字体」や「書体」の使い分けである。「字体」という概念が蔡邕「篆勢」に初見られ、「思字体之俯仰、举大略而論旃。(字体の俯仰を思ひ、大略を挙げて論旃す。)」¹⁾とある。また、「子云善草隸、為時楷法、自云善效鐘云長、王逸少而微変字体。(子云 草隸を善じ、時に楷法と為り、自ら善く鐘云長を效ふと云ひ、王逸少 而して字体を微かに変す。)」と書いている²⁾。さらに、啓功氏も指摘し、字体は書体の概念を含めているとも言えよう³⁾。本稿に限り、字体とは簡牘文書に筆跡や書きぶりも含まれて書かれており、呈してきた字体の多様な実態を指すということである⁴⁾。

漢代字体の先行研究をまとめると、まさに典籍資料を中心として研究されてきて、ほぼ例外なく『説文解字』、『漢書』『芸文志』といった後漢時代の書物を以て根拠とされている。二書の記載が多少異なるが、大差はない。しかし問題になるのは、字体が生まれた二百年余り以後の書物に依据すれば、確かに当時の文字運用の実態が見られるのか、という疑問を抱く。第一に、字体の出現⁵⁾と史料記載の間に時間差が存在することは⁶⁾、典籍資料の記載や実物の間の距離に導いた原因であるのだろう。第二に、同一字体の運用や具体的な書きぶりも異なり、及びそれに影響した要因の考察、従来の研究にほぼ言及したことがない⁷⁾。

1) (漢) 蔡邕撰『蔡中郎集』「篆勢」(『四部備要』集部、台湾中華書房、一九七三年)。

2) (唐) 李延寿撰『南史』卷四十二「蕭子云伝」(吉林人民出版社、一九九五年)。

3) 啓功『古代字体論稿』(文物出版社、一九六四年七月)に「所謂字体、即是指文字的形狀、它包含兩個方面、其一是指文字的組織構造以至它所属的大類型、綫風格。……或看它屬於篆、隸、楷、行、草的哪一種。其二是指某一書家、某一流派的藝術風格。……多指它們在一種大類型中的小分別。」とある。また、『漢語大辭典』を調べてみると、「字体」とは三つの意味が含まれており、第一に、文字の異なる体式であり、つまり漢字の篆書、隸書、楷書、行書などを指している。第二に、代表的書家によって独特な風格をもっている書体を見なす。第三に、文字の形体構造を指し、ということである。「書体」という概念については、載せられていないと知られる。

4) 永田英正「張家山漢簡『二年律令』の字体についての所感」(早稲田大学長江流域文化研究所編『長江流域文化研究所年報』巻頭言、二〇〇六年二月)。

5) 啓功氏の指摘に従うとしたら、所謂「八体」は秦代に既に完備していた。

6) 啓功『古代字体論稿』(文物出版社、一九六四年七月)に、「字体名称は字体の誕生、普及した後に登場したため、同一字体に対して多くの異なる記載が存在し、さらに字体の概念・衍生関係が混乱することとなった。ならば、秦漢文字を考察する際に、純粹に文献に依頼すれば『名実不符』という問題が発生する可能性があり、あくまでその原因は文献の記載する字体名称には強烈な『滯後性』が含まれる」ということとされてきた。

7) 王国維著『觀堂集林』(上海書店、一九九二年十二月)に、「自其變者而觀之、則文字不獨因時而異即同時同地亦復不同、故有一篇之書而前後異文一人之作而器蓋殊字。自其不變者而觀之、則文字之形與勢皆以

漢代において文書制度が次第に完備してきたが、簡牘の文面を見ると、公文書に筆跡や書きぶりの多様性が非常に豊富で、想像よりはるかに複雑である。簡牘文書の字体が極めて多様であり、それに同一の簡牘にあって書きぶりの異なる状況があり、さらに同一簡中の同一文字に異なる書きぶりも見られる⁸⁾。

本稿では、字体の書きぶりという観点を取り入れることによって、字体そのものの考察ではなく、簡牘文書の字体について、文面より読み取られる極めて多様性に満ちた字体の書きぶりを考察していきたい。また、それが形成された要因「文書性質」にも検討を試みたい。さらに、文書性質や書きぶりの関連性も窺える。

一、典籍に見える簡牘文書の字体について

簡牘文書の字体といえ、三つの例を上げて考察していく。最初の記載は蔡邕の『独断』⁹⁾から一隅が窺え、以下のように述べる。

策書、策者、簡也。『礼』曰、「不満百文、不書于策。」其制長二尺、短者半之、其次一長一短、兩編、下坳篆書、起年月日、稱皇帝曰、以命諸侯王三公、其諸侯王三公之薨于位者、亦以策書誅諡其行而賜之、如諸侯之策。三公以罪免、亦賜策、文體如上策、而隸書以尺一木、兩行、唯此為異者也。

策書、策とは簡なり。『礼』に曰く、「百文に満たざれば、策に書せず。」と。其の制 長さ二尺、短き者は之れに半ばす、其の次は一長一短、兩編し、下に篆書を付し、年月日を起て、皇帝曰くと稱し、以て諸侯王、三公に命ず。其れ諸侯王、三公の位に薨ぜし者も、亦た策書を以て其の行いを誅諡して之れを賜うこと、諸侯の策の如し。三公の罪を以て免ぜらるるも、亦た策を賜ひ、文体は上策の如し、而して、隸書し尺一の木を以て、兩行し、唯だ此れのみを異なるものと為すなり。

上述のように、諸侯王の任命は策書を賜り、二尺の札に、下に篆書で書く。三公の罷免については同様に策書を賜り、一尺一寸の木牘に、字体は隸書によって、兩行に書く。上述した内容から見ると、皇帝の策書、詔書に対して作成の規定があり、篆書で書くべきものと、隸書で

漸變、凡既有文字之國、未有能以一人之力創造一體者。固非有一人焉、能憑空創造；亦非有一人焉、能獨力改革也。」と述べている。

8) 永田英正「張家山漢簡『二年律令』の字体についての所感」（早稲田大学長江流域文化研究所編『長江流域文化研究所年報』巻頭言、二〇〇六年二月）にも簡牘文書の字体が極めて変化に富んでいることを明確した。同一の簡牘にあって字体の異なる状況があり、さらに同一簡中の同一の文字に異なる字体も見られる。

9) (漢) 蔡邕撰『独断』（台北：芸文印書館、一九六五年）。

書くべき文書がはっきりと区別されている。

また一例をとれば、『蔡中郎集』「荅詔問災異」に皇帝文書の一つである詔書のことが記載され、

光和元年七月十日、詔書尺一……受詔書各一通、尺一木板草書。

光和元年七月十日 詔書尺一……詔書各一通を受け、尺一の木板の草書。¹⁰⁾

とある。以上のように、皇帝の命令文書については、使用の場合によって篆書、隸書、草書といった三種の字体の使い分けも決められていたとわかる。少なくとも、前漢初頭から後漢にわたる間、整然とした公文書制度が存在し、とりわけ字体の使い方も規定をされていたと言えよう。しかし、遂行される程度では断言できない。

さらに、上で取り上げた例のほか、詔書¹¹⁾を「真草詔書」と称する記載も見られ、『史記』「三王世家¹²⁾」にも、

至其次叙分絶、文字之上下、簡之参差長短、皆有意、人莫之能知。謹論次其真草詔書、編于左方、令覽者自通其意而解説之。

その叙述の順序段落、文字の上下配置、簡牘の大小長短に至るまで、みな意味があるものであるが、人のよく知り得るところではない。ここに謹んでその正本の詔書を論考し次第をつけ、左方に編集して、閲覽する者が自らその意に通じて解読できるようにした¹³⁾。

と書かれている。以上のように、前の二例は皇帝から下す命令文書の字体に対し、篆書・隸書・草書の様な明確に字体要求が記載される。そうであれば、最後の「三王世家」に、「真草詔書」のみ書かれておるが、真草を字体規定として理解すれば、難解なことではないが¹⁴⁾、問題となるのは「真草」とは確実に字体を指すのだろうか。

10) (漢) 蔡邕撰『蔡中郎集』「荅詔問災異」(『四部備要』集部、台湾中華書房、一九七三年)に、「光和元年七月十日、詔書尺一。召光祿大夫楊賜、諫議大夫馬日磾、議郎張華、蔡邕、太史令單鳳、詣金商門、引入崇德殿署門内、南辟幃中為都座、漏未盡三刻、中常侍育陽侯曹節、冠軍候王甫、從東省出就都座東面。十門劉寵龐訓北面、賜南面、日磾、蔡邕、鳳西面、受詔書各一通、尺一木板草書。兩常侍又論旨、朝廷以災異憂懼、特旨密問政事所變改施行、務令分明、賜等稱臣、再拜受詔書、起就坐。」とある。

11) (漢) 蔡邕撰『独断』(台北：芸文印書館、一九六五年)に、「漢天子正号曰皇帝……其命令、一曰策書、二曰制書、三曰詔書、四曰戒書。」とある。

12) (漢) 司馬遷『史記』卷六十「三王世家」(中華書局、一九五九年)に「夫賢主所作、固非淺聞者所能知、非博聞彊記君子者、所不能究竟其意。至其次叙分絶、文字之上下、簡之参差長短、皆有意、人莫之能知。謹論次其真草詔書、編于左方、令覽者自通其意而解説之。」とある。

13) 日本語訳は吉川賢抗著『史記』七(世家下)(『新釈漢文大系』第八七卷、明治書院、一九八二)の訳文を引用。

14) 今筆者が収集した資料に『独断』や「荅詔問災異」の二例から見れば、皇帝の命令文書の字体規定に対しては、篆書、隸書、草書という三種類が見られる。

まず、「真」に関しては字体の意味が賦与されると知られ、張懷瓘「六体書論」や『宣和書譜』『正書敘論』に異なる記載が見られるためであり、「真書」を隸書とする説や楷書とする説になった。張懷瓘「六体書論」¹⁵⁾には隸書に関する記載があり、

隸書者、程邈造也。字曰真正、曰真書。

隸書なる者、程邈 造るなり。字曰く真正、曰く真書なり。

とある。また、楷書に関する記載は『宣和書譜』卷三「正書敘論」¹⁶⁾に

字法之變、至隸極矣。然猶有古焉。至楷法則無古矣。在漢建初、有王次仲者。始以隸字作楷法。所謂楷法者、今之正書是也。人既便之、世遂行焉。而或者乃謂、秦羽人王次仲、作此書、獻始皇、以赴急疾之用。……此書既始於漢。於是西漢之末、隸字石刻間、雜為正書。字法の變、隸に至り極まる。然れども猶お古有り。楷法に至りては則ち古無し。漢の建初に在りて、王次仲なるもの有り。始めて隸字を以て楷法を作る。所謂楷法とは、今の正書是なり。人既に之を便とし、世に遂に行わる。而れども或る者乃ち謂う、「秦の羽人王次仲、此の書を作り、始皇に獻じ、以て急疾の用に赴く。……此の書、既に漢に始まる。是に於て西漢の末、隸字石刻の間、雜えて正書を為す¹⁷⁾。

とある。次に、もう一つの証拠を取れば、明代張紳の「論真書」¹⁸⁾に、

古無真書之稱、後人謂之正書。楷書者、蓋即隸書也。但自鍾繇之後二王變體、世人謂之真書。古 真書の稱無し、後人之を正書と謂ふ。楷書なる者、蓋し即ち隸書なり。但し自りて鍾繇の後 二王體を變はて、世の人 之を真書と謂ふ。

とある。以上のように、隸書は前漢にも存在しており、張紳によって「正書」、「真書」のいずれも隸書を指すことが認められる。しかし、「真」を字体の意味とする呼び方は漢末から魏の際に生まれたものであると一般に認識されており¹⁹⁾、次第に隸書や楷書という二つの意味に衍生してきたのであろう。そうであれば、前漢には「草」がどのような意味が含まれるのか。

15) (宋) 陳思撰『書苑菁華』卷十二「唐張懷瓘六体書論」(『景印文淵閣四庫全書』、台湾商務印書館、一九八六年)。

16) (宋)『宣和書譜』卷三「正書敘論」(中華書局、一九八五年)。

17) 日原利国訳『宣和書譜』卷第三「正書敘論」(中田勇次郎『中国書論大系』第五卷・宋2、二玄社、一九七八年)。

18) (清) 孫岳頌『佩文齋書畫譜』卷二論書「明代張紳論真書」(同文図書館、一九二〇年)。

19) 康有為『広藝舟双楫』(康有為著・高畑常信訳、木耳社、一九八二年)。

また、従来「草」については説も統一ではなく、第一に、草を草書のことと理解したのは、顧炎武であり、『日知録校注』「草書條」²⁰⁾に、

褚先生補『史記』「三王世家」曰、「至其次序分絶、文字之上下、簡之參差長短、皆有意、人莫之能知、謹論次其眞草詔書、編于左方。」是則褚先生親見簡策之文、而孝武時詔即已用草書也。

褚先生『史記』「三王世家」を補ひて曰く「其の次序を分絶し、文字の上下、簡の參差長短に至り、皆意有り、人之れを能く知ること莫し、其の眞草の詔書を論次することを謹んで、左の方に編む。」と。是れ則ち褚先生 簡策の文を親見し、而して孝武の時の詔 即ち己に草書を用ふなり。

と述べている。第二に、王国維が顧氏の説に反対し、「眞草」の草とは草稿の意味だと明らかにした²¹⁾。

上文に取り上げた褚先生とは、「孝武本紀」に、「凌稚隆が衛宏の漢書旧儀注を引いて、『太史公景帝本紀』を作り、その短及び武帝の過ちを極言す。武帝怒りて削り去る…この紀は乃ち元成間に、褚先生（少孫）が班書を取りてこれを捕ふ。太史公の本書に非ず』という、補筆説まで出てきた。」²²⁾とある。また、『史記会注考證』²³⁾にも、褚先生が元成年間に仕えていたと言及された。以上に踏まえて見れば、前漢において褚先生は「眞草詔書」を補筆したが、後漢の典籍に記された「眞」・「草」の意味とは異なるはずだろう。

二、「眞・草」書と文書性質

「眞」については、筆者は鄔文玲氏²⁴⁾の意見が参考になり、次に氏の意見を簡単に説明する。

20) 顧炎武『日知録校注』卷二「草書條」（清顧炎武著・陳垣校注、安徽大学出版社、二〇〇九年）。

21) 王国維（著）胡平生・馬月華（校注）『簡牘檢署考校注』（上海古籍出版社、二〇〇四年十一月）

22) 吉川賢抗訳『史記』二「孝武本紀」（『新釈漢文大系』第三九卷、明治書院、一九八二）の日本語訳を使用する。

23) 瀧川龜太郎著『史記会注考證』（史記会注考證校補刊行会、一九五六年二月十日）に、「作今上本紀、第十二、錢大昕曰、張晏云、此紀褚先生補作、予謂少孫補史、皆取史公所缺、意難淺近、詞無雷同、未有移甲以当乙者、或晉以後少孫補篇亦亡、鄉里妄人、取此以足其數爾、洪亮吉曰、褚少孫為博士、不得在宣帝時、張晏云、仕于元成間、說近之。」とある。

24) 鄔文玲「簡牘中的『眞』字与『算』字—兼論簡牘文書分類」（『簡帛』第十五輯所収、上海古籍出版社、二〇一七年十一月）に、いわゆる「眞」とは、人名や専用の名詞に使われたこともあり、「眞両千石」、「眞官」、「眞書」、「眞簿」などの例を挙げ、里耶秦簡や居延漢簡の「眞書」と自称する簡牘が見られる。其々一例をとって、里耶秦簡8-648表に、「卅一年七月辛亥甲子、司空守敢言之、今以初為県卒瘕死及傳書案致、母應此人名者。上眞書、書癸亥到、甲子起、留一日。案致問致而留。敢言之。」とあり、また「長朱就

鄔氏は、秦代の簡牘にも「真書」という語彙が用いられていたと指摘した。その他、漢代大量な公文書簡牘（居延旧簡、居延新簡、肩水金關が含まれる）のうち、「真」という字もよく見られる。しかし、従来の研究では、「真」という字を「算」として認識されていたが、鄔氏は旧来の説に従うとしたら、文面の意味には合致しないと指摘し、「真」と解釈すべきだという。これらの「真」と表示された文書ないし簿籍は、「真書」であり、文書の正本あるいは底本のことを指しており、今日の正本あるいは原物にあたる。「真」と対語になるのが「副」であり、副はすなわち副本・複製本であると提示された。以上のように、鄔氏は「真」を簡牘文書の正本のことを指すと思われたが、正本・副本の関係をあまり論及していないため、若干の論議の余地があるように考える。まず、「真」については、典籍記載によると、『漢書』「景十三王伝第二十三」に、

从民得善書、必為好写与之、留其真、加金帛賜以招之。

善書を民より得、必ず写すことを好む為に之れを与へ、其の真を留め、金や帛を加へて賜し、以て之を招く。

とあり、顔師古注²⁵⁾は「真」について、

真、正也。留其正本。

真、正なり。其の正本を留む。

とあり、もう一例をあげれば、「今日良宴会」（「古詩十九首」其四）²⁶⁾に、

令徳唱高言、識曲聽其真。

令徳高言を唱へば、曲を識りて其の真を聴く。

この條に対する李善注によれば、「真、犹正也。（真、犹なほ正なり。）」という記載があり、そうすると、「正」は一体何を指すのか、ということが問題となる。『隋書』「経籍志」にも一例があり、「秘書内、補續残缺、爲正副本藏于宮中（秘書の内、残缺を補続し、正と副本とを爲りて宮中に藏す。）」²⁷⁾とある。その「正」は正本という意味と通じる。したがって、「真」は正

持尉功算詣官平 六月巳巳蚤時入」とある。（『合校』95.3）。

25) (漢)班固撰・(清)王先謙『漢書補注』「景十三王伝第二十三」(上海古籍出版社、二〇一九年五月)。

26) 『文選』卷第二十九「古詩十九首」其四(胡刻本)また、内田泉之助・網祐次訳『文選』(詩篇)下(新訳漢文大系第十五卷、明治書院、一九七五年)の訓読を使用する。

27) (唐)魏徵等撰・馬俊民・張玉興主持校注『隋書』「経籍志」卷三二「志第二十七」(今注本二十四史、中国社会科学出版社、二〇二〇年)。

の意味にあたり、正本の意味が含まれており、「副」と相反の意味である。要するに、前漢に簡牘であろうと典籍記載であろうと、「真」は文書性質の正本のことを指しているはずだと想定できる。

次に、「草」については、簡牘にも多見され、趙壹「非草書」にも、

夫草書之興也、其於近古乎。上非天象所垂、下非河洛所吐、中非聖人所造。蓋秦之末、刑峻網密、官書煩冗、戰攻並作、軍書交馳、羽檄紛飛、故為隸草、趣急速耳。示簡易之指、非聖人之業也。但貴剛難省煩、損複為単、務取易為易知、非常儀也。故其讚曰、「臨事從宜」。夫れ草書の興るなり、其れ近古に於いてするか。上、天象の垂る所に非ず、下、河洛の吐く所に非ず、中、聖人の造る所に非ず。蓋し秦の末、刑峻しく網密に、官書煩冗、戰攻並びに作り、軍書 交ごも馳せ、羽檄 紛飛し、故に隸草を為り、急速に趣くのみ。簡易の指を示すは、聖人の業に非ざるなり。但だ難を剛り煩を省き、複を損して単となすを貴び、務めて為し易く知り易きを取り、常儀に非ざるなり。故に其の賛に曰く、「事に臨み宜しきに従う。」と²⁸⁾。

以上のように、「草書」とは秦末から漢初に興ったものようであり、最初に公文書の檄書に使われたために作られたものだという。しかし、注目すべきなのは、後漢時代までの典籍にも、字体概念としてあらわれた「八体」や「六体」とも草書こういう字体が載せられていなかったことを強調したい。また、郭紹虞氏の指摘されたように、「就文字的形体講、只需分為正草体。(文字の形体にしていえば、正体や草体に分かれるのみだ。)」²⁹⁾と提示し、傅劍平³⁰⁾氏も「真草」とは隸書の二つの書きぶりと指摘された。言い換えれば、前漢時代の「真草」は字体の一種ではなくて、文書性質を指すほか、公文書の書写に要求される隸書の書きぶりを指すのではないかと思う。

要するに、「真草」は字体の「真草」および文書性質の「真草」というような二層な意味が含まれている。字体として捉えた「真草」は、隸書の異なる書きぶりとして認識され、文書の性質から言えば、文書の正本と副本と想定できるだろう。両者間に深い繋がりがあると考えた上

28) 杉村邦彦訳「非草書」(中田勇次郎『中国書論大系』第一卷・漢魏晋南北朝、二玄社、一九七七年)の訓読を使用し、適宜改めた箇所がある。

29) 郭紹虞「従書法中窺測字体的演變」(『現代書法論文選』上海書画出版社、一九八〇年)。

30) 傅劍平「『真書』起源簡論」(華南師範大学学報(社会科学版)、二〇〇五年第一期)に、二つの「真草」を論拠として取り上げ、一つ目は司馬遷『史記』「三王世家」に「真草詔書」の例であり、二つ目は『後漢書』卷八四「蔡琰伝」に「真草唯命」の例である。いずれも「真草」が言及され、「真書」が魏から起源する説を打破し、前漢にすでに生まれたことを明らかにした。さらに、「真草」とは隸書の異なる書写状態であり、すなわち秦漢において流行していた謹直な隸書や後漢になると隸書の速書きとする書体という二つの意味が含まれたことを提示した。

で、ここでは、筆者は後漢以前、「真書」とは正本や謹直の隸書こういう二重の意味もっている可能性を推測できるのであろう。つまり、真書、草書は簡牘文書の性質と非常に緊密な繋がりがあはずであり、筆者が真書や草書という二つの字体も文書行政の需要に縁起してきたものではないかと考えられる。

三、文書性質と書きぶりの関係

さて、文書性質という研究の視点について簡単に説明しておきたい。1952年に日本京都大学人文科学研究所を拠点とする「共同研究班」³¹⁾の成立に伴い、森鹿三や藤枝晃両氏を先駆として「我々の研究」という独創的研究法を確立することを目指し、陸続と優れた研究成果³²⁾が蓄積されてきた。『東洋史研究』の「居延漢簡の研究」特集号の序説に森鹿三氏が、四つの研究目標³³⁾を取り上げ、労幹の内容によって簡牘を分類する研究方法には反対を表し、簡牘それぞれの属性を取り出して整理する帰納法を唱えた。また、藤枝晃氏「長城のまもり」巻頭頁にも、労幹氏の木簡と史籍を比較する研究法を批判し、「書式」³⁴⁾に基づいて居延漢簡をあらためて整理し、断簡も十分に利用することを主張した³⁵⁾。

31) 1951年に、労幹氏「居延漢簡釈文之部」が日本に紹介されてくることを契機にし、森鹿三（もりしかぞう）を班長としてメンバーが藤枝晃・米田健次郎・大庭脩・永田英正・ローウェ（Michieal Loewe）を含めた学者六人によって「共同研究班」を成り立つようになった。詳しくのは、ローウェ（Michieal Loewe）著・于振波・車今花訳『漢代行政記録』（広西師範大学出版社、二〇〇五年十二月）、永田英正『居延漢簡の研究』（同朋舎出版、一九八九年十月三十日初版発行）、中沢張学録『居延漢簡研究』（広西師範大学出版社、二〇〇七年）の序章、初山明「日本における居延漢簡研究の回顧と展望——古文書学的研究を中心に——」（初山明・佐藤信編『文献と遺物の境界——中国出土簡牘史料の生態的研究——』所収、六一書房、二〇一一年十一月二十五日）、野口優「漢代西北辺境的研究：居延漢簡和京都大学」（『2015年度京都大学南京大学社会学人類学若手ワークショップ報告論文集』、二〇一六年六月四日）等が参考できる。

32) 「居延漢簡の研究」特集号、『東洋史研究』第十二卷第三号、一九五三年）または藤枝晃「長城の守り：河西地方出土の漢代木簡の内容の概観」（『自然と文化』別編第2号・遊牧民族の研究、一九五五年）。これから『居延漢簡図版之部』（一九五七年）と『居延漢簡甲編』（一九五九年）が相次いで出版されるに伴い、古文書学の研究の立場に就いて研究班はまた森鹿三「居延漢簡の集成：とくに第二亭食簿について」（一九五九年）、大庭脩「居延出土の詔書冊と詔書断簡について」（一九六一年）、ローウェ（Michieal Loewe）著・于振波・車今花訳『漢代行政記録』（二〇〇五年）などの研究成果を発表した。

33) 上に引用した氏の文章から見て見ると、四つの研究目標はすなわち、居延という場所・簡という材料・幹以前の発掘、研究の位置づけ・我々の研究の立場という四つの面が含まれた。

34) 藤枝氏が言及した「書式」が中国語で「格式」であるらしく、漢代辺境の日常生活に業務のために残された簡牘文書、ルーチンワークの様な一定の書式を持っている木簡を集めて整理するということである。

35) 彼の「長城のまもり」巻頭頁に、「今までの研究では、木簡の中に見える語句を他の文献を使って、解釈すること、他の文献の記事の木簡を利用して解釈証明するという場合が普遍であった。…けれども、こればかりをつけて行くことが、木簡を正しく扱う途ではない。…木簡と史籍との軽率な対比から、誤解を引き起こすことになる。木簡の一枚一枚をまず正しく理解し、然る上でこれらの断片を何らかの基準によって系統づけるということが、木簡研究の基本とならねばならない。」とあり、また、「候燧やそこにはた

とりわけ近年、初山明氏の「簡牘形態」論³⁶⁾や富谷至氏の「視覚簡牘」³⁷⁾及び藤田勝久氏の「情報伝達」³⁸⁾など諸説の発表で、日本の諸学者らが「古文書学」の立場をとって続々と簡牘形態や文書学に導く簡牘の総合研究の視度から簡牘文書に対し考察を行い、顕著な成果をあげたが、ここでは贅言しない。

今に至り簡牘の物質形態の研究については、およそ三種類に区分される。一つ目は簡牘材質・外見・形態・編連の分析、分類すること、二つ目は前述の分類と書写形態³⁹⁾、出土地の関係を総合的に考えて公文書の性質を考察すること、三つ目は文書に反映されてきた行政の手順あるいは文献版本の流伝などである⁴⁰⁾。そのうち二つ目の文書性質に現れてきた複雑な書写形態の多様性に関する研究はまだ停滞しているところである。それゆえ、筆者は従来漢代文字の载体とする簡牘に呈現されてきた文字の多様性という現象に着目し、簡牘の物質形態の角度から文書の性質と文字多様性の関係を考察していきたい。

なお、本文に引用する簡牘の積文は基本的に、居延漢簡では勞幹『居延漢簡積文之部』、中国社会科学院考古研究所『居延漢簡・甲乙編』⁴¹⁾、中央研究院歴史語言研究所『居延漢簡』⁴²⁾を使う。居延新簡では甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館等編『居延新簡——甲渠候官与第四燧——』⁴³⁾、中華書局『居延新簡——甲渠候官』⁴⁴⁾、張德芳主編・孫占宇著『居延新簡集釈』⁴⁵⁾を使用

らく兵卒や役人の話をする事は、すなわち、一〇、〇〇〇の内容のあらましを語ることである。今まで見てきた様に、木簡には、そういう人間の型通りの行動が一々型にはまった書式で記録せられている。われわれは、その一つ一つの書式によって、そこに記される行動を考え、それによって、かれらの決まった仕事というものを了解したのである。…われわれは『書式』という縄をもってきて、一〇、〇〇〇の木簡を何本かずつの束にしめくってみた。新しい基準によって簡の群を作ることは、われわれまず担った大きな課題であった。その一つの試みは本稿の『書式』だったのである。」と書かれている。

36) 初山明「序論——出土簡牘史料の生態的研究にむけて」(初山明・佐藤信編『文献と遺物の境界——中国出土簡牘史料の生態的研究——』所収、六一書房、二〇一一年十一月二十五日)に、これまでの簡牘研究には二つの欠点が指摘され、第一は簡牘には多様な形態が持っているが検討がまだ不十分であり、第二は送り手と受け手を越えた簡牘の動きに対する認識の不足ということである。以上に基づき、簡牘を多様な形をもち、動き、生成・消滅する動的な史料として把握し、形状や出土状況を視野に入れた新たな研究への試みがなされる。

37) 富谷至著『文書行政の漢帝国——木簡・竹簡の時代』(名古屋大学出版会、二〇一〇年)に、簡牘の長さや各種の形態を手がかりとして行政文書に視覚的機能を提起した。

38) 『古代東アジアの情報伝達』(藤田勝久・松原弘宣編、汲古書院、二〇〇八年)。

39) この「書写形態」とは、簡牘文字の配布、使う字体及び謹直さ崩さ、筆跡の異同、行数などが含まれる。

40) 石昇焜『從簡牘物質形態論秦漢基礎公文書制度与行政』(国立台湾大学文學院歴史学博士論文、指導教授 邢義田、二〇二一年八月)。

41) 中国社会科学院考古研究所『居延漢簡・甲乙編』(中華書局、一九八〇年七月)。

42) 簡牘整理小組『居延漢簡』壹—肆(中央研究院歴史語言研究所、二〇一四年十二月)。

43) 甘肅省文物考古研究所等編『居延新簡——甲渠候官与第四燧』(文物出版社、一九九〇年)。

44) 甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中国文物研究所・中国社会科学院歴史研究所編『居延新簡——甲渠候官』全二冊(中華書局、一九九四年)。

45) 張德芳主編・孫占宇著『居延新簡集釈』一～七冊(蘭州、甘肅文化出版社、二〇一六年六月)。

した。また、謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡積文合校』⁴⁶⁾などの積文成果（書籍と論文）を参照しつつ、ここでは一々列挙することはしない。

積文のなかでは、□は字が不鮮明もしくは釈読困難な一文字、…は文字不鮮明かつ文字数不明、☐は簡の断折、▣は封泥匣、=は重文號、字は文例や残筆から補った字を示す。なお、積文の後ろに付した番号は、その木簡の原簡番号である。63.2など数字のみで示すものは1930～1931年に出土した居延旧簡⁴⁷⁾であり、一般に「居延漢簡」と呼ばれる。「E.P.」で始まるものは、1973～1974年に出土した居延新簡⁴⁸⁾を示している。

まず先行研究の諸説を継承して残されてきた問題点を分析することによって、同一簡牘には書きふりと文書性質の関係の考察も試してみる。

1. 角谷常子説

さて、簡牘の形態と文書の性格について考察したのは角谷常子氏であり、単独簡⁴⁹⁾と冊書という簡牘の形態は、文書の性質に対応していたことを指摘された。公文書の副本は「札」で、正本は「両行」で書かれることも指摘された⁵⁰⁾。次に、二〇〇三年に、公文書の制作過程と正本と副本の違い及び草稿と副本の関係、草稿は札が両行とも併用していたとわかり、それに札の使いがやや多くという。

また、文書の作成手順も以下のように提示した。

- A 書記官が日付と長官署名を空欄したままで、文書の草稿を札に書くこと。
- B 必要に応じて加筆訂正する。
- C 推敲が終わって草稿が完成すると、両行に清書する。
- D 清書した両行を発信し、推敲した札の冊書はそのまま見出し簡をつけて保存する。

46) 謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡積文合校』（文物出版社、一九八七年）。

47) 一九三〇年に居延漢簡の発掘については、スウェン・ヘディン著・徐十周・王安洪・王安江訳『亞洲腹地探險八年1927-1935年』（新疆人民出版社、一九九二年）、張德芳・孫家洲主編『居延敦煌漢簡出土遺址実地考察論文集』（上海古籍出版社、二〇一二年十二月）、瑞典・勒可・貝格曼著・黄曉宏等訳『内蒙古額濟納河流域考古報告』（学苑出版社、二〇一四年）を参照できる。1907年斯文赫定が第四回中国にこられ、1926年に、六ヶ月の交渉を経過して斯文赫定が北京の中国学術団体協会と合意して西北科学考察団が生まれた。中国の西北边疆エチナ河下流域カラホト（Khara-Khoto）近傍で漢代発掘された一万点余の木簡のことである。現在、中央研究院歴史語言研究所に所蔵される。

48) 1972-76年の間、甘肅省文物考古隊がエチナ川流域の甲渠候官（EP）、甲渠塞第四燧（EPS4）、肩水金閼（EJ）という三ヶ所を重点に再調査しより徹底して掘っているから73-74年に約19700余枚が発掘されてきた。詳細は甘肅居延考古隊「居延漢代遺址の発掘和新出土の簡冊文物」（『文物』第一期、一九七八年）、永田英正「新居延漢簡の概観」（『東方学』八五輯、一九九三年一月）などを参考になさる。

49) 角谷常子「簡牘の形状における意味」（富谷至編『辺境出土木簡の研究』所収、朋友書店、二〇〇三年）。この自注によれば、「ここにいう単独簡とは、一枚で内容が完結し、したがって編綴せずに用いる簡を指す。」という。単独簡冊書という簡牘の形態は、文書の性質に対応していたことを指摘された。

50) 角谷常子「秦漢時代の簡牘研究」（『東洋史研究』五五、一九九六年）。

E 最後に札の冊書を保存する時、空欄であった日付と長官名を記入するのが原則である。氏の推測によれば、清書した文書を正本として別の官署に発送されて、一種の筆跡のみが見られ、逆に、加筆訂正した文書を控え文書として発信機関に保存され、複数の筆跡があるはずだと推測できるのではないか。

2. 富谷至説

筆跡問題については、EPF22⁵¹⁾ (甲渠侯官の文書庫に想定) から出土のEPF22: 45A、47A、48A、50A、54Aの五枚の簡牘を取り上げ、全て甲渠塞尉行侯事の放が居延都尉に送った文書の副本(控え本)であると提示し、その理由として「放」が別筆で書かれた、ということである。

また、富谷至氏は最初に同じ文書が二通が作られ、その一通が発行文書として送付先に送られ、もう一通は手元に残されるのが普通の作法だと思われる。発信にあたり、書記はまた日付・発信者の官職を書き加えて「放」に自署する。つまり、原本が副本とは区別されていないということ強調したく⁵²⁾、発送の正本は異筆の筆跡が見られ、控え文書は同筆であるという。

3. 大庭脩説

大庭氏が同一簡牘において日付や署名の異筆の記載、及び発信機構の長官の署名・日付を書き込むべきところが、空欄となっている問題に注意を払い、簡牘文書に見える官吏の署名と副署について全面的に考察し、文書正本の特徴を把握された。

以上のように、正式文書の特徴としては、発信機構の長官によって署名するとともに、属吏が副署し、また日付を書き込むことである。それ故に、控え文書の特徴からいえば、異筆はないはずだと言えよう。すなわち、署名が文書の他の部分と同筆であれば、書記官が全文を書いたことになり、控え文書と考えてよいと指摘された。

さらに、発信機構と出土地の官署とが一致する場合には、発見された簡牘文書は相手に送られてきたものではなく、控え文書や下書き原稿である可能性が高いといい、出土地と発信機関との関連性も提示された。大庭氏は長官署名と下級官員の副署問題を解決することを通し、正本・副本の關鍵的な差異を考察することを目的とした⁵³⁾。

4. 邢義田説

大庭氏の意見に何箇所にも反対したのは、邢義田氏である。氏は正反対の意見をもっており、

51) 青木俊介「侯官における簿籍の保存と廃棄—A8遺址文書庫・事務区画出土簡牘の状況を手がかりに—」(初山明・佐藤信編『文献と遺物の境界—中国出土簡牘史料の生態的研究—』所収、六一書房、二〇一一年十一月二十五日)に、EPF22とは、甲渠侯官の文書庫に想定するところが学界の共識であり、贅言する必要はない。

52) 富谷至著『文書行政の漢帝国—木簡・竹簡の時代』(名古屋大学出版会、二〇一〇年)。

53) 大庭脩著『木簡』(学生社、一九七九年)。

長官署名が公文書の底本を制作する段階に存在していたと指摘し、正式に発送されていた文書に異筆の長官名が記されていても、それは属吏が代わりに署名したものであると指摘した。また、そういう底本に署名や日付を書き込むとともに、発信官署に保留される底本であるとわかる。つまり、正本の上には、異筆の筆跡がなくて底本に異筆の筆跡が見られるはずだろう。一種の筆跡があるのは正本であり、また、正本の上で署名した書記官によって一気に書き写すものと指摘された。

学者	正本	控え文書（副本）
大庭脩氏	複数の筆跡	一種の筆跡
富谷至氏	複数の筆跡	一種の筆跡
角谷常子氏	一種の筆跡	複数の筆跡
邢義田氏	一種の筆跡	複数の筆跡

上文に踏まえて見ると、筆跡が文書性質を判断する重要な基準であると認められ、下文で「元康五年詔書冊」を結び付けて、文書性質が筆跡・書きぶりの関係を考察していく。

四、元康五年詔書冊を例として

「元康五年詔書冊」（以下は「五年詔書」と略称）を例として文書下達の手順を明らかにしたい。まず、その冊書の性格を説明してみる。「五年詔書」はA33の地湾、すなわち肩水候官の遺跡から出土した簡牘であり、全部で八枚からなる。元々散落な状態で発見されて大庭脩氏によって復元されたものである。皇帝から下す詔書を中央から地方に送られ、下達手続きによって一枚ずつ増えてきて、肩水候官のところに到着して、さらに肩水候官に所属する部・燧へ命令文書を発送されるものである。「五年詔書」という冊書（以下いずれもA33地湾より出土）を例として分析していく。

表一 「元康五年詔書冊」

10.31	10.29	10.32	10.30	10.33	332.26	5.10	10.27
⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①
<p>望月甲申中尉水土土皮操和分行使事下尉使長率書我事下 望月甲申中尉水土土皮操和分行使事下尉使長率書我事下 10.31 常用者如詔書今史得</p>	<p>閏月丁巳張掖屬水城尉詔以近次兼行都尉事下候城尉承書從事下當 10.29 常用者如詔書守卒史</p>	<p>三月丙午張掖長史延行太守事尉水官長鴻隄行在事下尾國農都尉十府縣由事書我事 下當用者如詔書守卒史 10.32 二月丙午張掖長史延行太守事尉水官長鴻隄行在事下尾國農都尉十府縣由事書我事 下當用者如詔書守卒史</p>	<p>二月丁卯丞相下車騎詔中二千石郡太守掾度相承書我事下當用者如詔書 10.30 少史慶今史宜王始長 一百丁卯丞相下車騎將軍中二千石郡太守掾度相承書我事下當用者如詔書</p>	<p>元康五年二月癸丑朔癸亥御史大夫百下丞相承書從事下當 10.33 常用者如詔書</p>	<p>332.26 制曰可</p>	<p>5.10 官先夏至一日以除障取火投中二千石一官在長安雲陽者其長皆受以日至易故火庚戌發兵聽事盡 甲寅五日臣請布臣口唯死以聞</p>	<p>10.27 御史大夫吉詔丞相上大書書言大史丞言元康五年五月二日壬子夏至宜置大官行 并更不火連鳴雞詔以聞布當用者・臣謹案比原案御者水衡太官御井中二千石一令官各持別火 中七夏至日八辰臘取火投中二千石一官在長安雲陽者其長皆受以日至易故火庚戌發兵聽事盡 甲寅五日臣請布臣口唯死以聞</p>

以上のように、内容からみると、八枚の簡牘はおおよそ三つの部分に分かれている。

第一部分 (①・②) は、御史大夫から皇帝に上奏された文書である。具体的にいうと、丞相の魏相は大常の昌に上奏し、大史丞の定が「元康五年（紀元前61年）五月二日は夏至の日である」といっている。それゆえ、軍事行動を停止し、太官（皇帝の膳を司る官）は井戸から水を汲み、水と火を取り替え、鳴雞時に進めるべきである。どうか陛下に上奏して各官署に布告されるように求める」と。御史大夫の丙吉は原泉御者・水衡が太官の井戸から水を汲み、中二千石・二千石は関係の各官に命令を下してそれぞれに汲わせる。別火の官は夏至の前日に火種を取って、長安・雲陽にいる中二千石・二千石の官に授ける。その住民はみな受け取り、夏至の日になったら古い火と取り替える。庚戌の日（4月29日）から甲寅（5月4日）までの5日間に、軍事を止めて職務を行なわないことである。以上の内容を通り、どうか布告されるように

求める。

第二部分（③）は、皇帝は上奏文を受け取ってその内容を承認する、ということである。以上の二つの部分からみると、皇帝詔書の作成過程を明らかにした。

次に、第三部分（④～⑧）は、中央から地方へ文書を下達する経過、詳細に言ってみよう。④は元康五年（紀元前61年）二月十一日に、御史大夫の丙吉から丞相に下達された文書であり、詔書に従って職務を行うといい、かつ担当者に下達し、この文書の通りに行わせる。⑤は二月十五日、丞相から車騎將軍・將軍・中二千石・二千石・郡大守・諸侯相に下達した文書である。この文書を通り所定な業務を行い、また担当者に下達し、この文書の通りに行わせる（少史慶、令史宜王、始長）。⑥は二月二十四日、張掖太守から属国・農・部都尉・小府・県官に下達した文書であり、この文書を通り所定な業務を行い、そして担当者に下達し、この文書の通りに行わせる（守属宗、助府佐定）。⑦は閏月の三月六日、肩水都尉から候や城尉へ下達した文書である。相変わらず発給された文書を通り、業務を行い、さらに配属の担当者に下達し、文書によって業務を執行させる（守卒史義）。⑧は閏月の三月九日、肩水候官から尉や候長へ発給された文書であり、下達文書を通り業務を行い、しかも担当者に下達し、この文書の通りに行わせる（令史得）。

実は、この冊書に関する研究が蓄積され、おおよそ二種の意見があると知られる。一つ目は、「五年詔書」を副本の文書とみなす先行な論述は、大庭脩⁵⁴⁾や永田英正、富谷至、邢義田⁵⁵⁾を代表とする。もう一つは「五年詔書」を正本と看做したのは、劉欣寧⁵⁶⁾である。

冊書の全文を見てみると、その冊書、頭から最後まで筆跡は全部同一であることは間違いない。「五年詔書」を副本の文書と見なす理由は、元々肩水候官から出土した肩水候が発信の文書を全て未発送な副本はずだと、そうであれば、「五年詔書」を控え文書として取り扱うのは自然なことだと思われる。もし控え文書であるとしたら、候官から送られてきた文書や本署で作成した文書を、全部をあらためて写したものであるという意味になる。しかし問題になるのは、果たしてその冊書を頭から最後までもう一度に書き写す必要があるのか、ということである。

正反対の意見を持っているのは劉欣寧である。氏の指摘によると、原則して塞尉は鄯候の治所と同一地点ということなので、塞尉へ文書で業務を伝える必要はないのだろうか。実はそういう可能性も排除できない。なぜかと言うと、文書によく見られる「告尉」ないし「下尉」とは、塞尉のことを指している。そうすると、塞尉への業務伝達は一体口頭で行われたのか、文書で行われたのか、まだ明らかになっていないところである。要するに、「五年詔書」は肩水候

54) 大庭脩著『木簡』（学生社、一九七九年）。

55) 邢義田「漢代簡牘公文書の正本、副本、草稿和簽署問題」（『中央研究院歴史語言研究所集刊行』第八十二本第四分、民国一〇〇年十二月）。

56) 劉欣寧「漢代政務溝通中的文書与口頭伝達：以居延甲渠候官為例」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』第八十九本第三分、民国一〇七年九月）。

官から部下の塞尉へ発給された正本である可能性が高く、ということである。

受信した文書の処理問題から入手し、正本や副本の筆跡・書きぶりの特徴を把握すること。特に注意を払うのは、⑤の部分で、丞相から地方へ送られた文書であり、前漢末までに丞相府から郡国に下達する文書は、少なくとも百三通⁵⁷⁾を作成しなければならぬ。つまり、丞相府によって①～⑤の文書を百三通を作るのみならず、配属官署も必ずコピー本を作らないといけない。そういうように考えるもう一つの理由があり、文書を下達する過程にそれぞれの機関によってコピーし、書き違えることもしばしば発生する可能性が高い。それゆえ、届ける正本は原則として一通しかないの、その文書をそのまま保存して、書き間違えた場合、正本を追査することができる。

また、筆者が甲渠候官遺址（A8）のEPF22から出土され、四面体の觚EPF22：151A-Dを一証拠としてそれに分析した。上級機関から命令文書を送られてきて、普通は頭から最後まで書き写すはずだと思われた。しかし、この檄書の末尾に甲渠候官の下達文書の写しを書き加えたものであり、ここでは必ず異なる筆跡が表れる同時に、書き加える部分は記録用なので、非常に崩れた字体で書かれたものであることが見られる。

つまり、このような書きぶりを通して受信した正本な文書に、発信な文書を書き加える事実を反映していると思う。したがって、甲渠候官で保存されたのも控え文書なので、筆跡が異なるように見られる。また、受信文書は外に出した正本として非常に丁寧な書きぶりで書かれたものであり、発信した文書は記録用なものなので、外部に出さないため、崩れた書きぶりで書かれても差し支えなく、という実相も窺える。

そう考えれば、「五年詔書」は副本の文書ではなく、むしろ実際オリジナルな作成してまだ未発信な文書だと想定できるのだろう。なんらかの事情で留められたという可能性を排除できないのではないかと思う。

おわりに

本稿では、漢代文書行政の支配下で、日常的業務現場に呈してきた字体の多様性に着目し、それを生じる理由の文書性質や書きぶりの関係を検討した。今回の考察で得られた結果は以下の通りである。

- 一、典籍中の字体として認識された「真・草」は、実は西漢に文書性質のことを指すと論証した。すなわち、「真」が正本のことであり、「草」が副本のことを指していると明らかにした。
- 二、筆跡が同筆か異筆かを文書性質の判断する基準として、違う文書性質によって書きぶりが呈してきた多様性を考察して、文書性質と筆跡との変化の規律も把握した。また、文書の

57) (漢)班固撰・(清)王先謙『漢書補注』(上海古籍出版社、二〇一九年五月)卷二八「地理志」に、「凡郡国一百三、県邑千三百一十四、道三十二、候国二百四十一。」とある。

性質と筆跡の関係も明らかにした。筆跡が一致する場合はコピーして副本とする文書であるはず、逆に言えば、筆跡が異なる場合には、受信した正本であると推測できるだろう。三、文書性質と書きぶりとの関連性も明確にした。書きぶりは内容が重要さにもかかわらず、場合によって使い分け、ということである。外部に出していくもののため、謹直な書きぶりで書かれていくわけである。裏を返せば、内部では記録用なものであるため、崩れた字体で書かれても良いと言えよう。むしろ、内部で保存されたものはきれいに書かれたものも存在にあるが、反対に外に出していくものは崩れた書きぶりで書きあげたものは殆どなかったと想定できるのだろう。

さらに、上級に対するにせよ、下級に対するにせよ、そういうことには関連性がそんなに高くない。外に発送するものに限り、正本として基本に端正な書きぶりで書くことである。

以上のように、漢代の行政文書において現れた字体（筆跡・書きぶり）の多様性をめぐり、それが生じる原因は文書性質であると結論づけた。本文におけるこのような視点は、字体の名実考論を重視する従来研究との最大の違いである。

